

ジャック・ヴェルジェスの司法戦略について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2018-05-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西迫, 大祐 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/19388

【論 説】

ジャック・ヴェルジェスの司法戦略について

西 迫 大 祐

目 次

- 1 はじめに
- 2 ジャック・ヴェルジェスについて
- 3 訴訟とレジスタンス：アルジェリア独立戦争とジャック・ヴェルジェス
- 4 切断による裁判とは何か——『司法戦略について』
- 5 おわりに

1 はじめに

近年、訴訟を社会変革のために利用する運動に注目が集まっている。英語圏では弁護士が訴訟を利用して社会変革のために運動する「コーズ・ローヤリング」⁽¹⁾が注目を集め、フランス社会学では「紛争とスキャンダル」についての研究が行われている⁽²⁾。このような関心から、20 世紀前半から半ばにかけての社会変革運動と訴訟の関係が再び注目を集めている⁽³⁾。

(1) Austin Sarat, Stuart Scheingold, *Cause Lawyering: Political Commitments and Professional Responsibilities*, Oxford University Press; Austin Sarat, Stuart Scheingold (eds.), *The Worlds Cause Lawyers Make*, Stanford, California: Stanford University Press, 2005.

(2) Luc Boltanski et al. (eds.), *Affaires, Scandales et Grandes Causes*, Paris: Stock, 2007.

(3) 2015 年には南アフリカのリヴォニア訴訟から 50 周年を記念して、マンデラたちの運動と訴訟の関係を考察する論文集が公開された。Awol Allo (ed.), *The Courtroom as a Space of Resistance: Reflections on the Legacy of the Rivonia Trial*, Burlington: Ashgate,

ジャック・ヴェルジェスが1968年に出版した『司法戦略について』もまたそのような関心のなかで取り上げられる著作のひとつである⁽⁴⁾。経歴については次節で詳述するが、ヴェルジェスはフランス共産党の弁護士としてアルジェリア戦争に携わり、そのなかで「アルジェリア民族解放戦線 (FLN)」を支持するようになると、彼らの訴訟を「切断による弁護」という特殊な方法で弁護した。

ヴェルジェスの経歴から分かるように、アルジェリア戦争における大義のための弁護活動の背景には、フランス共産党の弁護活動の影響が強くあった。その一方で、ヴェルジェスはフランス共産党の弁護士たちとは一線を画す新たな弁護活動を展開していた。本稿では、ヴェルジェスの『司法戦略について』を分析するために、その背景にあるアルジェリア戦争と、フランス共産党の弁護活動に関する最近の研究を合わせて考察していく。

2 ジャック・ヴェルジェスについて

2007年に公開され、セザール賞最優秀ドキュメンタリーに輝いた映画『恐怖の弁護士』を含めて、ヴェルジェスを題材にした多数の伝記作品が残されているが、日本語で読むことのできる文献はほとんどない。そこで簡単にはあるが、ヴェルジェスの経歴について紹介しておくことにしよう⁽⁵⁾。

ジャック・ヴェルジェスの出生についてはよく分かってない。父レイモンはすぐにジャックの出生登録を済ませずに、二人目のポールが産まれたときに、タイのウ

2015.

(4) 一例として次を参照。Liora Israël, “From Cause Lawyering to Resistance: French Communist Lawyers in the Shadow of History (1929-1945),” in Austin Sarat, Stuart Scheingold (eds.), *The Worlds Cause Lawyers Make*, Stanford, California: Stanford University Press, 2005, pp.147-170; Frank Ledwidge, *Rebel Law: Insurgents, Courts and Justice in Modern Conflict*, London: Hurst & Company, 2017; Sylvie Thénault, “Defending Algerian Nationalists in the Fight for Independence: The Issue of the Rupture Strategy,” in *Le Mouvement Social*, No.240, 2012, pp.121-135.

(5) 詳細な伝記については次を参照。Robert Chaudenson, *Vergès père, frères & fils*, Paris: L'Harmattan, 2007; Philippe-Karim Felissi, *Jacques Vergès l'Anticolonialiste*, Paris: Félin, 2005; Bernard Violet, *Vergès, le Maritre de l'Ombre*, Paris: Seuil, 2000.

ボンラーチャターニーで二人同時に出生登録をした。したがって、ジャック・ヴェルジェスは1925年産まれで兄弟のポールとは双子という記録になっているが、実際には1924年にラオスで産まれたと推測されている。

父のレイモン・ヴェルジェスはフランスの海外領レユニオン島の出身だった。医師だったレイモンは中国、ラオス、タイと渡り歩くなかで、一人目の妻を亡くし、タイで教師をしていたファン・ティ・カンと再婚、彼女とのあいだにジャックとポールの二人の兄弟を授かった。ジャックが4歳のとき、領事館で働いていたレイモンは、半年の休みをとり家族とともにレユニオン島に帰省した。しかしその旅行中に妻が死去し、ジャックとポールの兄弟は島の祖父母の家に預けられ、レユニオン島で育つことになった。

ジャック・ヴェルジェスは16歳でバカロレアを取得し、17歳で法学部一年目を受講していたが、第二次世界大戦が始まるとともに、レジスタンスに志願した。戦後パリに渡ると、フランス共産党に参加、反植民地運動に加わった。1955年再び復学し、法学部三年目を取得、同年に弁護士登録をした。

アルジェリアの独立戦争がはじまると、まだ弁護士として日の浅いヴェルジェスに、アルジェリア民族解放戦線（FLN）のメンバー、ジャミラ・ブヒレドの弁護が依頼された。ヴェルジェスはこの訴訟をきっかけにフランス共産党から離れFLNに参加する。FLNの他の弁護士たちとともに集団的な弁護士グループを形成し、FLNのメンバーを「切断による弁護」という戦略の下で弁護していくことになる。アルジェリア独立後はジャミラ・ブヒレドと結婚し、アルジェに住居を構え、イスラム教に改宗し、二人の子どもを授かった。

1970年ヴェルジェスはジャミラと二人の子どもを残して失踪、それから8年のあいだ彼がどこで何をしていたかは分かっていない。長い沈黙のあとで、ヴェルジェスはパリに戻って弁護活動を再開する。ナチスの親衛隊員クラウス・バルビーの弁護（1984）や、レバノン武装革命派の指導者ジョルジュ・イブラヒム・アブダラの弁護（1984-87）を引き受けた。1994年にはカルロスの名で知られるイリイチ・ラミレス・サンチェスの弁護団に入り、2008年には元ポル・ポト派のキュー・サムファンの弁護や、元イラク副首相タリク・アジズの弁護団に入った。彼らの弁護を引き受けたことで、ヴェルジェスは「悪魔の弁護士」と呼ばれることになった。

ヴェルジェス自身も述べており、また多くの著者が指摘しているように、フラン

スの植民地で育ったことが、ヴェルジェスの反植民地運動のきっかけになった。法という観点から言えば、「司法」や「権利」を含めて西洋中心主義の思想や構造を批判するいわば外からの視点を持ち合わせていたということである。この視点は FLN への参加から 80 年代から始まるバルビーたちの弁護にいたるまで一貫して存在していた。

3 訴訟とレジスタンス：アルジェリア独立戦争とジャック・ヴェルジェス

3—1 フランス共産党とコース・ローヤリング

繰り返しになるが、近年コース・ローヤリングへの関心の高まりから、20 世紀前半から半ばにかけての弁護士たちの活動を再評価する研究が増加している。とくに第二次世界大戦前後に、フランス共産党へ所属していた弁護士たちに大きな注目が集まっている⁽⁶⁾。本稿のテーマとは少し離れるので詳しくは述べないが、しかしアルジェリア独立戦争と弁護士活動に関わりのあることなので、簡単に触れておきたい。

1921 年に結成されたフランス共産党 (Parti Communiste Française, PCF) に加入した弁護士たちは、訴訟を政治化する「政治的弁護 (Défense Politique)」戦略をとった。中心的な役割を果たしたのはマルセル・ウィラルで、後に自らの弁護方針をこう記している。「司法は手段であり、政治が目的である」⁽⁷⁾。ウィラルの弁護方針はレーニンが 1905 年に書き残した手紙を発展させたものだった。歴史学者イスラエルによれば、ウィラルの弁護戦略は次のようなものだった。「第一に、もし弁護が不可能であると判明した場合、すなわち政治活動にとって役に立たないときには、明確な抗議によって理由を示したうえで、訴訟をボイコットする

(6) コダチオーニ、イスラエルを中心として、コース・ローヤリングとしての戦前・戦中の弁護士の活動が再検討、再評価されつつある。次を参照。Vanessa Codaccioni, *Punir les Opposants. PCF et Procès Politiques (1947-1962)*, Paris: CNRS, 2013; Liora Israël, *Robes Noires, Année Sombres: Avocat et Magistrats en Résistance pendant la Seconde Guerre Mondiale*, Paris: Fayard, 2005.

(7) Marcel Willard, *La Défense Accuse*, Paris: Les Éditions Sociales, 1955, pp.333-334.

ことが正当化される。第二に、もし弁護が……、政治的見地から可能であれば、訴訟は言語という武器を用いて争う闘技場として活用されなければならない」⁽⁸⁾。

このウィラルルの弁護戦略が活用されたのが、ディミトロフの裁判だった。1933年国会議事堂放火の容疑で訴訟にかけられたディミトロフはウィラルルの助言の下で、政治的弁護を展開した。ナチスの検察官や裁判官、ゲーリングやゲッベルスと争いながら、訴訟は放火という事実の有無ではなく、ナチスと共産主義との政治的主張を争うものになっていった。このような変化を前にして、裁判長は次のように述べるようになった。「被告ディミトロフのこれ以上の質問は許されません。かれは質問権を濫用して、共産主義の宣伝をするためだけにその質問を提出しているからです」⁽⁹⁾。

ウィラルルは1920年代終わりに国際法律協会を設立、若い弁護士を数多く教育することになる。ウィラルルにつづく第二世代、第三世代のフランス共産党の弁護士たちは、ヴィシー政権に反対するレジスタンスを擁護し、戦後はインドシナ戦争への反対運動の弁護⁽¹⁰⁾、そして植民地解放を支持するためにアルジェリアへと舞台を移していくことになる。

3-2 アルジェリア独立戦争とジャック・ヴェルジェス

アルジェリア独立戦争がはじまるのは1954年11月1日のことである。しかしながら、コース・ローヤリングはその前からはじまっていた。エルヴェアスが明らかにしているが、1947年に結成された準軍事組織「特別組織（*organisation spéciale*）」に関する訴訟は、1950年3月から約2年の間に363人が逮捕され、252人が判決を受けた。この訴訟はフランス共産党の弁護士を含む50人以上の弁護士たちを動員し、その中には政治的弁護が行われたケースもあった⁽¹¹⁾。

(8) Israel, *From Cause Lawyering*, p.149.

(9) ディミトロフ『国会議事堂放火事件』高山洋吉、刀江書院、1972年、153頁。

(10) 例えば1950年のロアンヌ訴訟は、インドシナ戦争に反対したフランス労働総同盟（CGT）のメンバーが、戦地に送られる装甲車を搭載した列車を攻撃し停止させた事件だった。Cf. Vanessa Codaccioni, “《Le Juridique, C’est le Moyen; La Politique, C’est la Fin》: Les Avocats Communistes Français dans la 《Lutte Contre la Répression》 de Guerre Froide,” in *Le Mouvement Social*, N.240, 2012, pp.20-21.

(11) Sharon Elbaz, “L’Avocat et sa Cause en Milieu Colonial. La Défense Politique dans le Procès de l’Organisation Spéciale du Mouvement pour le Triomphe des Libertés en Algérie (1950-1952),” in *Politix*, Vol.16, 2003, p.66.

1954 年 11 月 1 日に FLN が蜂起し、翌年 4 月に戒厳令が敷かれると訴訟件数は急増することになる。戒厳令によって警察には特別な捜査が認められ、重罪院は軍事裁判所の指揮下に入った。1955 年 12 月には 4000 人以上が係争中にあり、軽罪裁判所では毎月数 100 人が判決を受け、軍事裁判所は毎月数 10 人、時には 100 人を越える判決を下すこともあった⁽¹²⁾。1957 年 1 月から 1958 年 5 月までのあいだに、軽罪裁判所は毎月 800 人から 1000 人のあいだで判決を下し、軍事裁判所では毎月 500 人以上が判決を受けていた。

こうした状況に対応するため、さまざまな立場の弁護士たちが協働して対応していた。FLN の弁護士たち、フランス共産党の弁護士たち、アルジェリア共産党の弁護士たち、アルジェリア国民運動 (MNA) の弁護士たちなどがそれぞれ協力して受け持っていた。しかしながら、しだいに FLN や FLN 傘下の弁護士たちと、他の弁護士との溝が深まっていく。例えば共産党系弁護士の大義は、植民地主義というファシズムを打倒することで、共産主義の正しさを広めることだったが、FLN の大義はあくまでもアルジェリアという主権国家の独立だった。このような溝の一例は、フランス共産党の弁護士ピエール・スティブが、サンテ刑務所にいる FLN メンバーとの連絡係を頼まれたが拒否したという出来事が表わしている⁽¹³⁾。また、フランスの弁護士たちがアルジェリアに入国するには許可が必要であったが、1950 年代後半からこの許可が取りづらくなっていた。

そこで 1956 年終わりから、ベンアブダラ、ウセディク、ウルダ・ウディアといった FLN の弁護士たちは、FLN のメンバーの弁護を組織内の集団的な弁護士グループのみで争うことにした。このグループにはフランスやベルギーからの弁護士たち、例えばジャン・ジャック・ド・フェリス、クーレジェ、そしてジャック・ヴェルジェスなどが加わっていった。彼ら弁護士たちは、フランス共産党弁護士たちとは違い、FLN と深いつながりを持ち、個別な弁護方針をとるのではなく、統一性をもった弁護グループとして活動することになる⁽¹⁴⁾。

(12) Sylvie Thénault, "Defending Algerian Nationalists in the Fight for Independence: The Issue of the Rupture Strategy," in *Le Mouvement Social*, No.240, 2012, pp.123.

(13) *Ibid.*, p.127.

(14) *Ibid.*, p.128; Christoph Kalter, *The Discovery of the Third World: Decolonization and the Rise of the New Left in France, c.1950-1976*, Cambridge University Press, 2016, p.136; Ali Harouin, *La 7^e Wilaya. La Guerre du FLN en France (1954-1962)*, Paris: Seuil, 1986.

ヴェルジェスによればこのような方向転換は1956年12月から行われたということだが、1957年1月24日のルモンド紙はそのような弁護が実際に行われたという報道が残されている。「アルジェリアの軽罪裁判所において、FLNへの資金調達や、パンフレットの配布や所持などの軽罪で起訴された数人の被告人たちが、フランス司法権の権限を認めないと宣言した。被告人がそのようなスタンスをとるのはこれがはじめてのことだ。しかし同じような主張が再び行われるであろうということは考えなければならない」⁽¹⁵⁾。

FLNの集団的弁護の方針は、裁判所の正当性を認めないことだった。フランスの名においてなされる裁判には正当性がなく、その権限もない。したがって、裁判において対話をする必要もない。次のような典型的なやりとりがその一例である。

冒頭尋問から闘いが始まる。「国籍は」裁判長が尋ねる。「アルジェリア人」と被告人が答える。「いいえ、フランス人です」と裁判長が答える。そして次のように続いていく。

裁判長：あなたがこの訴訟に出廷しているのは、犯されたテロリズム行為によるものです。

被告人：わたしはテロリストではなくレジスタンスだ。

裁判長：殺人による起訴です。

被告人：私は命令にしたがったことに満足している。

裁判長：その命令は違法です。

被告人：わたしが受けた命令は正当である。フランス人兵士に下される命令とは違う⁽¹⁶⁾。

ヴェルジェスがFLNの集団的弁護に加わるのは、FLNが弁護方針を変えた直後、1957年のことである。ヴェルジェスはFLNの要請を受けて、22歳の女性メンバー、ジャミラ・ブヒレドの弁護を引き受けることになった。ブヒレドは、サード・ヤーセフの片腕を担っていたFLNのメンバーで、1957年4月に逮捕さ

(15) *Ibid.*

(16) Cf. Jonathan Widell, *Jacques Vergès, Devil's Advocate*, A Thesis Submitted to McGill University, 2012, p.105.

れた。マシュー将軍の回顧録によれば、彼女の尋問によって、13 個の爆弾と、33 丁のピストルが発見された。また 1956 年 11 月と、1957 年 1 月の爆破事件の関与が疑われていた⁽¹⁷⁾。

ヴェルジェス自身が後に語っているところによれば、ブヒレドの弁護方針は極めてシンプルな 3 点によっていた。第一にテロへの関与には証拠がない、第二に証拠を作りだすために、偽の証言をつくり、卑劣な拷問を行っている、第三に被告人は愛国者であり、彼女はアルジェリアの独立を望んでいるため、裁判所には彼女を裁く権限はなく、むしろアルジェリア人たちにフランスを裁く権限があることである⁽¹⁸⁾。唯一の証人であったジャミラ・ブアザは、訴訟中踊ったり叫んだりを繰り返していたので、ヴェルジェスは精神鑑定を要求したが聞き入れられなかった。これに不服を申し立てたヴェルジェスが退廷している間に、ジャミラ・ブヒレドには死刑が宣告された。戻ってきたヴェルジェスが最終弁論を述べようとしたが、裁判官は時間がないことを理由に聞き入れなかった⁽¹⁹⁾。

ヴェルジェスはジョルジュ・アルノーとともにミニユイ社から『ジャミラ・ブヒレドのために』を出版し、ジャミラが過酷な拷問を受けたこと、それによって不当に死刑を宣告されたことを告発した。この告発によって、ジャミラの名は世界中に知れ渡ることになり、「アルジェリアのジャンヌ・ダルク」として、独立運動のアイコンとなった⁽²⁰⁾。1958 年にはエジプトで映画『ジャミラ』が作成され、その中では彼女がフランス兵に電気器具で拷問され、裁判では不当に扱われ、死刑判決を受けて微笑み返す場面が描かれていた。世界中からジャミラの無罪を叫ぶ声が寄せられた。例えばイギリス労働党の議員 65 人はフランス政府に対して請願書を送った⁽²¹⁾。数多くの声に押されて、大統領ルネ・コティは 1958 年 3 月、ジャミラ・ブヒレドをはじめとする FLN の女性メンバーたちの死刑判決に恩赦を与えた。しかしジャミラはこの申し出を拒否した。ヴェルジェスによれば、それは彼女がフランスの権威から恩赦をかけられる義理はなく、またそのようなことを求めてもいな

(17) Général Massu, *La Vraie Bataille d'Alger*, Paris: Edition du Rocher, 1997.

(18) Jacques Vergès, *Le Salaud Lumineux*, Paris: LGF, 1997.

(19) Hee Ko, "The Trial of Djamila Bouhired," in Alexander Mikaberidze (ed.), *Atrocities, Massacres, and War Crimes*, California: ABC-CLIO, 2013, p.72.

(20) Thénault, *op.cit.*, p.131; Ledwidge *op.cit.*, p.87.

(21) Martin Thomas, *Fight or Flight: Britain, France, and Their Roads from Empire*, Oxford University Press, 2014.

いからだった⁽²²⁾。彼女は戦争終結まで拘束され、アルジェリア独立後に釈放された。

1957年11月、FLNの公報を担当していたフランツ・ファノンが「エルムジャヒド」紙において『ジャミラ・ブヒレドのために』を批判する論文を公表している。ファノンによれば、この本はジョルジュ・アルノーに名誉をもたらしたが、アルノーは勘違いをしている。アルノーによれば問題は、フランス人の名において、拷問や無実の女性への死刑判決が行われていることである。しかしこのことは問題の本質をとらえてはいない。ファノンによれば「三年来、アルジェリア人民は、フランス人民の名において虐殺されている」のであり、ジャミラはその一人にすぎない。「フランス人民の名において負傷し、喪に服し、殺害されなかったようなアルジェリア人家族は、一家族としてなかった」。そしてこう予言している。「アルジェリア領土には、拷問され、強姦され、虐殺された多数のジャミラ・ブヒレドが、以前からいたのだ。これから、別のジャミラたちが出てくるだろう、アルジェリア人民はそのことを知っている」⁽²³⁾。

ファノンの言葉に続くように、パリの出版社「ミニユイ」は、アルジェリアで行われる拷問の真実を明らかにしていった。1958年には「アルジェ・レピュブリカン」紙の元編集長アンリ・アレグが自ら体験した拷問の記録を生々しく綴った『尋問』が出版された⁽²⁴⁾。1959年には『壊疽』と題されたドキュメントが出版され、パリに住むアルジェリア人たちもまた拷問の被害にあったことを伝えた⁽²⁵⁾。1960年にはジャミラ・ブーバシャへの拷問と性的暴行が報道され、ボーヴォワールによる抗議が公表された⁽²⁶⁾。

拷問への批判は内部からも起こっていた。1957年3月にはボラルディエール將軍が「人間の尊厳を譲歩した」軍隊に反対し本国への送還を要求した⁽²⁷⁾。9月にはアルジェ警察署長ティトジャンがマシュー將軍とパラシュート部隊に抗議して

(22) Vergès, *op.cit.*

(23) フランツ・ファノン「ある弁護について」『アフリカ革命に向けて』北山晴一訳、みすず書房、70-71頁。

(24) アンリ・アレグ『尋問』長谷川四郎訳、みすず書房、1958年。

(25) *La Gangrène*, Paris: Édition de Minuit, 1959.

(26) シモース・ド・ボーヴォワール『ジャミラよ朝は近い』手塚伸一訳、集英社、1965年。

(27) アリスティア・ホーン『サハラの砂、オーレスの石』北村美都穂訳、第三書館、1994年、202-203頁。

辞職し、行方不明者 3024 名という数字を発表する⁽²⁸⁾。歴史学者ヴィダル・ナケが公表したある兵士の手紙によれば、行方不明は次のような過程で起きる出来事だった。「拷問にかけたやつは片づけてしまえ、志願兵たちはそう命令されました(そうすれば何の証拠も残らないし、だから後日魔女狩りにあう心配がなくなるからです)。私はこの考えにはついていけません」⁽²⁹⁾。

ヴェルジェスたちは FLN メンバーの弁護をしながら、アルジェリアでおきる「行方不明」や「ジェノサイド」を出版によって告発していった⁽³⁰⁾。それらの中で、フランス軍、政策、政府の行いは戦争犯罪として非難されている。すなわち、フランス兵がアルジェリアで行っていることは、ジェノサイドであり人道に対する罪に当てはまる行為である。「アルジェリアにニュルンベルクを」⁽³¹⁾が彼らの戦術のひとつになった。ヴェルジェスは述べている。「ニュルンベルクは、国際刑事法の先例であった。この先例は、ヨーロッパ植民地主義者たちの犯罪的企図に対する法的活動として使われなければならない」⁽³²⁾。1962 年にローマで行われた討論会では、「植民地主義の犯罪」を国際刑事法に加えるように求めている。というのもヨーロッパの法と司法は、構造的に、植民地で行われる犯罪を有罪にはできないからである⁽³³⁾。

このような訴えによって、ヴェルジェスたちはナチスとアルジェリアのフランス兵を同一の地平におき、他方でナチスとたたかったレジスタンスと FLN を同視させるというメディア戦略をとった。FLN をテロリストではなく自由の闘士として、そして被告人ではなく植民地主義に反対する告訴人へと変えること。このような視点からすれば、ナチス下のドイツ裁判所に権限を認めることができないように、アルジェリアにおけるフランスの司法にも権限を認めることができないことにな

(28) バンジャマン・ストラ『アルジェリアの歴史』小山田紀子他訳、明石書店、2011 年、229 頁。

(29) ホーン、前掲書、237 頁。

(30) Jacques Vergès, Michel Zavrian, Maurice Courrégé, *Les Disparus. Le Cahiers Vert*, Lausanne: La Cité, 1959; Jacques Vergès, Michel Zavrian, “Le Génocide en Algérie,” in *Coexistence*, Vol.9, 1960; Jacques Vergès, “Après Eichmann, Falques,” in *Partisans*, Vol.2, 1961.

(31) Abdessamad Benabdallah, Mourad Oussedik, Jacques Vergès, *Nuremberg pour l'Algérie*, Paris: François Maspero, 1961.

(32) Kalter, *op.cit.*, p.137.

(33) *Ibid.*, p.139.

る。ヴェルジェスは述べている。「フランスの法と判決は、正義の人種差別的な悪用であり、裁判所は無資格、不当、不法である」⁽³⁴⁾。

ヴェルジェスたちの活動は、フランス政府から危険視されていた。ヴェルジェスは、1957年10月にアルジェの軍事常設裁判所から弁護禁止令を受けた。1959年2月には同裁判所にスーステル殺害未遂の事件で再び警告を受け、8月にはアルジェリアから追放された。1960年10月6日のオルドナンスは、刑事訴訟手続きの変更に関するものだったが、ヴェルジェスたちの弁護を予防することを目的にしていた⁽³⁵⁾。例えば証人尋問を事実の確認が証人の性質に関わるものに制限し、弁護士たちが宣誓した義務に違反した場合には、軍事裁判所はすぐに罰を与えることができるようになっていた。実際、ヴェルジェスは1960年10月11日に三ヶ月の職務停止を言い渡された⁽³⁶⁾。

争いはフランス本国でも行われるようになる。フランス兵の不服従を呼びかける「121人宣言」が出され、サルトルが植民地解放を呼びかけるなかで、パリにおけるFLNの活動を支えたジャンソン機関のメンバーに対する訴訟がはじまった。ヴェルジェスたちがその訴訟に携わるなかで、彼ら弁護グループは極右団体「マン・ルージュ」や政府の対外防諜機関SDECEに危険視されていた。1959年ウルド・アウディアはパリの事務所前の階段で何者かに撃たれて死亡した。ウセディクとベンアブダラは、国家の安全保障への脅威として逮捕され、南仏に監禁された。1961年1月8日パリの控訴院は、ヴェルジェスの弁護活動を禁止した⁽³⁷⁾。

1962年3月エヴィアン協定が結ばれ、7月の国民投票によってアルジェリアの独立が認められた。後にヴェルジェスは、FLNが独立を勝ちとることができた要因をまとめている。それによれば、まず第一に彼らが「大義を信じていた」ことが大きかったと述べている。アリスティア・ホーンが言うように、FLNがアルジェリアの主権国家としての独立のために作成した原則は7年半の間遵守され続けた⁽³⁸⁾。ヴェルジェスによれば、この大義があったからこそ、FLNのメンバーは切断によ

(34) *Ibid.*, p.137.

(35) Ordonnance n° 60-1067 du 6 octobre 1960 modifiant le code de procédure pénale et le code de justice militaire pour l'armée de terre et relative à certaines règles de procédure.

(36) Thénault, *op.cit.*, p.134.

(37) Widell, *op.cit.*, p.108-109.

(38) ホーン、前掲書、80-81頁。

る裁判を行うことができたという。彼らは「起訴と対話をせず」、裁判所が用いる「形式的な論理に対抗して、植民地の奴隷を拒否するという最も純粹で強い論理を対立させた」。彼らは「司法の戦場を変化させ、自分たちの戦いを押しつけることを」よく知っていた。

しかし、アルジェリア戦争下での弁護戦略が成功したのはこれだけが要因ではなかった。**FLN** のメンバーやヴェルジェスたち弁護士が「情報という現代の武器をすべて使い」、「議論を国際化する」ことによって、力関係を変化させた。このことがアルジェリアの「政治的な勝利」をもたらしたが、同時に死刑宣告を受けたメンバーの命を救うことにもなった。ヴェルジェスは述べている。「譲歩なき裁判のスキャンダルによって、世論が警告を受けるとき、政府は死刑執行を前にしてたじろぐことになる。というのも、本質上政治的なその決断は、出会うであろう世論の抵抗を考慮に入れざるをえないからである。もしフランス政府がいつの日か執行した死刑のリストすべてを公表すると決意するならば、……切断に基づく弁護がどれほど人命を救ったかはっきりするであろう」(SJ 194-195)⁽³⁹⁾。ヴェルジェスが後に語っているところによれば、彼のクライアントはだれも死刑が執行されなかった。「アルジェリア戦争で、私は 300 の事件を扱い、100 の死刑判決を受けた。しかし私のクライアントは誰も死刑が執行されなかった」。というのも弁護士が切断による弁護によって、訴訟中に拷問を告発すれば、「国家のリーダーは、非難や面倒を回避するために、訴訟が模範的で、国際的な反響を引き起こさないような者に刑を執行することをつねに選ぶだろう。というのも彼にとってそれが最も経済的な解決策だからだ」⁽⁴⁰⁾。

4 切断による裁判とは何か——『司法戦略について』

ここまでアルジェリア独立戦争中にヴェルジェスが担当してきた弁護とその出版によるフランスへの非難を見てきた。1968 年にヴェルジェスが出版する『司法

(39) Jacques Vergès, *De la Stratégie Judiciaire*, Paris: Minuit, 1968. 以下、SJ + 頁として表記。

(40) Jean Danet, “Sur la Notion de Défense de Rupture: Willard, Vergès, et Après,” in *Histoire de la Justice*, N.27, 2017, p.188.

戦略について』では、自らがアルジェリアで行ってきた弁護の方法を再構成し理論としてまとめている。戦争中に語ってきた様々な要素、ウィラールによる政治的弁護、植民地の法、ニュルンベルク裁判などの要素をとりあげ、ひとつの理論として提示した。

この著作によれば、刑事訴訟は二つの種類に分けることができる。その分割は従来の政治裁判と刑事訴訟というような区別ではなく、「刑事訴訟のスタイルを決定する本質的な区別は、公的秩序を目の前にして被告人がとる態度によって」（SJ 19）定めるべきである。それは裁判所の正当性に従って行われる「共謀に基づく裁判」か、裁判所の正当性を拒否する「切断に基づく裁判」のどちらかである。これはすべての裁判において、政治的な争いが可能であるということの意味している。

まず共謀に基づく裁判から見ていこう。ヴェルジェスによればこの裁判は「既成の秩序を尊重するという本質的な必要性によって指揮される裁判」（SJ 31）のことである。犯罪が証明されたか。警察の調査は証拠として採用しうるか。被告人には判断能力があったかなどが刑事訴訟手続きに沿って進められる。ヴェルジェスはその例としてジョン・ボドキン・アダムスの裁判を挙げている。弁護士は犯罪の動機を否定し、証言の信憑性を否定し、アダムスの行為が専門家から見ても不自然でないことを立証した。このような手続きによってアダムスは無罪になるのだが、この共謀のゲームが成立するためには条件が必要だとヴェルジェスは述べている。「被害者と被告人は二人ともイギリス人であり、二人ともが中産階級だった。したがって、判事たちと同じ世界に属しており、同じ道徳と『真理』を主張していた」（SJ 33）

共謀に基づく弁護が有効なのは、それは被告人と裁判官が同じ世界で同じ価値観をもつ場合である。ヴェルジェスは述べている。ヴォルテール以来、民主主義者も共和主義者も、「原理を少し捻じ曲げることに順応してきた。とくに海外において、彼らの財産が問題になるとき、あるいは『国家の最優先の利益』が問題になるときには」。つまり被告人と裁判官が同じ価値観を共有していないとき、そしてとくに裁判で賭けられているものが、植民地における本国の優先事項であった場合には、「共謀に基づく裁判を完璧に真似たとしても、破滅的な失敗にしかならない」（SJ 46）であろう。

次に切断による裁判について見ていこう。この裁判は「裁判の正統性あるいは

「既成秩序への抗議」(SJ 89)として提起される。切断によってもたらされるのは「司法の戦場が逆向きになる」ということである。すなわち「個人の法律違反を規制するためにつくられたものが、国家に向けた一般的な攻撃を含むものへと変わる」(SJ 85)こと、裁判所の正当性への疑いを差し向けることで、被告人を告訴人へと変えることである。

共謀と切断の違いについて、ヴェルジェスはボリビア軍に逮捕されたレジス・ドブレとチェ・ゲバラを例にあげている。レジス・ドブレは共謀に基づく裁判によって闘った。取材のためにその場にいわせたと、ボリビアの法に反していないという点を主張することで無罪を勝ち取った。一方でゲバラはそのような訴訟を行うことはできない。なぜならばゲバラにとって、その裁判所の正当性を認めることはできないからである。それは二つの正統性の衝突であり、共謀は不可能である。このような場合、有罪、無罪ではなく問題になるのは「裁判の正統性あるいは既成秩序へ抗議」(SJ 89)でしかない。

ヴェルジェスによれば切断に基づく裁判は歴史的に何度も繰り返されてきた。ソクラテス、キリスト、ルイ 16 世、ディミトロフ。どの裁判もみな被告人と裁判所のあいだの正当性の衝突が問題にされてきた。ヴェルジェスはルイ 16 世の訴訟に関するサン・ジュストの発言を例にあげている。共謀に基づく裁判をしようと、王の法的扱いを議論する者たちに対して、サン・ジュストは次のように述べた。「私にとって中間はない。この男は統治するか死ぬかしかない」。「ルイは王であり、共和国は建設された」。「ルイは死ぬべきだ。なぜならば、祖国が生きねばならぬからだ」(SJ 99)。この場合二つのあいだの差異は共存することが不可能な差異である。そして切断とは、併存する二つの差異の衝突というよりも、ある正当性が別の正当性を非正当化する行為のことである⁽⁴¹⁾。

ディミトロフの名前が切断に基づく裁判の系譜に入っているように、ヴェルジェスはあるインタビューのなかで、ウィラールの影響下にあったことを認めている⁽⁴²⁾。確かにウィラールとディミトロフは「鎖につながれていてもなお、自らを別の秩序の別の世界の名において提示した」(SJ 183)という点において切断に基づく裁判

(41) Widell, *op.cit.*, p.103.

(42) Jacques Vergès et al., “La Stratégie Juridiciare Hier et Aujourd’hui,” in *Les Révoltes Logiques*, N.13, 1981, p.67.

の一例である。しかし先ほどから見てきたように、ヴェルジェスが用いた弁護戦略について言えば、ウィラールとは異なる方法をとった。その違いは、ディミトロフがドイツ政府やナチスそのものに抗議することはなかったのに対して、**FLN**は別の正統性の名において、フランスの司法と裁判官を糾弾した点にある（**SJ 184**）。

もちろんヴェルジェスも切断に基づく裁判が限定的にしか用いることができないと述べている⁽⁴³⁾。もしすべての弁護士が切断を用いれば、それは革命ということになる。だがジャン・ダネも指摘しているように、ヴェルジェスは司法を壊そうとして切断を提示しているわけではない。たしかにディミトロフやウィラールは、司法が単なる階級支配の道具であると考えていたかもしれない。しかしヴェルジェスが『司法戦略について』の結論において、「司法（正義）は、必要性の名前の一つである」（**SJ 203**）と述べているように、裁判は個人と社会のあいだにある矛盾を調整するという目的をもっている⁽⁴⁴⁾。

だがそのことは司法機関が紛争処理に専念すればよいということを意味しているわけではない。ヴェルジェスが司法に託しているのは、法律違反によって明らかにされる社会的矛盾、道徳的衝突を解決することである。第二版の序文につけられたインタビューにおいてヴェルジェスは述べている。「私の法とは、さまざまな法律に反対することです。それらの法律は歴史を停止させようとするからです。私の道徳とは、さまざまな道徳に反対することです。それらの道徳は生を固定させようとするからです」（**SJ 13**）。そして機械的に紛争処理をするフランスの司法をこのように非難している。「確かに完全に出来合いとなった考え方を私は憎んでいます。いかに類型的な表現が食人的であるかを実感するには、予審の最後に行われる総括的尋問に立ち会ったことがなければなりません。その際、裁判官は、法廷の人々に対して予審を理解可能なもの（すなわち、威嚇的なもの）とするため、あたかもラッシュを前にした映画編集者のように、パズルに秩序を与え、紋切り型の文言の上に起訴を築き上げていくのです」（**SJ 9**）。

機械的な紛争処理は、一つの正当性の名の下に、一つの秩序を押しつけるという暴力を犯している。それはヨーロッパを中心とした一つの価値観に過ぎないが、おそらくそのことには無自覚に行われる暴力である。植民地で育ったヴェルジェス

(43) *Ibid.*, p.69.

(44) Danet, *op.cit.*, p.185.

の目を通してみれば、その価値観は相対化される。ヴェルジェスが提供するの、そうした真理と正当性の名の下に行われる暴力に対して立ち上がる人々へ提示される一つの弁護戦略である。ヴェルジェスは述べている。もし裁判官の前にひざまずき罪を認めるならば、彼が見いだすのは、暫定的な権力をもつ裁判所において、自分が孤独で少数派で弱いということであろう。しかし「断絶が彼に保証するのは、世界を横断して彼が用いる友人の支えであり彼らの動員である。必ず勝訴できるとは言わないが、彼にとって不利な国内関係を変えることのできる最も大きな機会がそこにある」⁽⁴⁵⁾。

5 おわりに

ヴェルジェスは自己の出生について次のように述べている。「私が植民地で産まれたことは、正義への盲目の信頼から私を治療してくれた」⁽⁴⁶⁾。FLN の弁護をしていたときには、アルジェリアにもニュルンベルク裁判が必要だと訴えたが、ニュルンベルクは開かれなかった。『司法戦略について』では、ニュルンベルクが西側諸国の秩序によって裁かれたこと、戦勝国が敗戦国を裁く権利をもっただけだったこと、裁くために罪刑法定主義を無視し、人道に対する罪と集団責任をつくりだしたことなどを挙げて非難している (SJ 123-136)。

ここまでヴェルジェスの弁護活動をたどってくれば、1984 年に彼が元ナチスでリヨンの屠殺者と言われたクラウス・バルビーの弁護を引き受けたのも、自然なことのように思われる⁽⁴⁷⁾。ヴェルジェスはこう述べている。バルビーがリヨンで行っていた虐殺は、フランスもアルジェリアで行っており、人道に対する罪としては同じである。ところで、アルジェリアにいた将校たちは、1962 年にド・ゴールの特赦によって罪を問わないとされており、その一方でバルビーだけを罪に問うことは許されない。もちろんバルビーに罪がないわけではない。しかしベトナム人

(45) Vergès et al, *op.cit.*, p.70.

(46) Jacques Vergès, *J'ai plus de Souvenirs que si j'avais mille ans*, Paris: La Table Ronde, 1998, p.147.

(47) 以下ヴェルジェスのバルビーについての発言は次を参照。Jacques Vergès, *Je Défends Barbie*, Paris: Jean Picollec, 1988; Jacques Vergès, Étienne Bloch, *La Face Cachée du Procès Barbie*, Paris: Samuel Tastet, 1983.

民を爆撃したアメリカの将校、アフガンのロシア人将校、アルジェにいたフランス人将校が罪に問われないのに対して、バルビーだけが罪に問われるのはなぜだろうか。ヴェルジェスは、バルビーを裁こうとするフランス人に対して「*Tu quoque*」と問い返す。あなたも同罪ではないかと。

バルビーの裁判を受けて、リヨン弁護士会長のポール・ブシェはリベラシオン紙にこう答えている。「ヴェルジェス氏の容赦ない主張は、アウシュビッツが世界の中心なのではなく、西洋のへそに過ぎないということだった。この主張は暴力的なショックを与えたが、バランスのとれた有益なものだった。この『やっかいな』問題は必要なのだ。彼が提言していたのは、ニュルンベルク以来閉じ込められてきた『薄っぺらい』エスノセントリズムから、法システムを解放することだった」⁽⁴⁸⁾。ヴェルジェスがバルビーを弁護することで突きつけるのは道德的問題である。なぜアウシュビッツのジェノサイドだけが裁かれるのか。なぜアルジェリアのジェノサイドは恩赦が与えられたのか。アルジェリアのジェノサイドに加担したフランス人たちは、自らを無罪としながら、バルビーを裁くことが可能なのか。それは正しいことなのか。

（明治大学法学部助教）

(48) Cf. Emiliós Christodoulides, “Strategies of Rupture,” in *Law and Critique*, Vol.20, Issue.1, 2009, p.8.